

## 非対称型戦争と平和的解決

高 村 忠 成

### 1. はじめに

2001年9月11日、アメリカで起こった同時多発テロ事件は、21世紀の開幕の年を印象付ける世界史的な大事件として、永らく後世の歴史に刻印されていくことは間違いない。民間飛行機を4機をハイジャックし、燃料を満載したその飛行機で、2機はニューヨークの世界貿易センタービルに突込んで同ビルを倒壊させ、1機はワシントンの米国防総省ビルに突入して爆発炎上、さらにもう1機はピッツバーグ郊外に墜落して乗客乗員全員が死亡した。ピッツバーグ郊外に落ちた飛行機は、ホワイト・ハウスへの突入を目標にしていたのではないかと疑われている。いずれにせよ、この事件で死亡した人は3,000人近くにのぼり、受けた物質的被害は計算が事実上、不可能、しかもアメリカ人をはじめ世界の人々に与えた精神的打撃は推し測ることはできない。とくに、世界経済にもたらす損失の大きさにいたっては、全く予想がつかないといわれている。

ブッシュ・アメリカ大統領は、これはアメリカに対する戦争である、といったが、たしかに被害の規模、犯罪の実行に用いた手口、手段などを考えると、たんなるテロの域を越え、戦争といっても過言ではないかもしれない。もちろん、大量破壊テロと名付けられるかもしれないが、やはり新しい戦争、見えな

い戦争（国家がテロ組織を相手にする）といったほうが適切な感じもする。1部には、「21世紀型の戦争」とまでいわれているが、21世紀は、新たな戦争をもって開幕したといったらいい過ぎであろうか。ちなみに、クラウゼヴィッツ（Clausewitz）は、「テロリズムは、他の集団をもってする戦争の継続である」といっている。<sup>1)</sup>

思えば、新世紀の幕開けには大きな戦争が目立っている。19世紀には欧州を舞台にしてのナポレオン戦争が、20世紀には世界を戦場とした第1次世界大戦が、そして21世紀には人類や文明に挑戦する新しい型の戦争が勃発したのである。とくに、「20世紀は革命と戦争の世紀」（アレント）といわれただけに、その反省をこめて、「21世紀は平和と文明の世紀」にしようと思われていた。それだけに、2001年9月11日の同時多発テロ事件の発生は、21世紀の人類の行くえに闇雲を投げかけたものであった。なぜか21世紀の未来が、いっぺんに暗くなってしまった感じがする。もちろん、全くの悲観論に陥る必要はないかもしれないが、そうかといって、楽観的な理想主義にひたることもできない。気を引き締めて、厳しい現実には立ちむかわなくてはならない緊張感が人類の間に漂うことになったのである。

ところで、今回のテロ事件を、「新しい戦争」とか「21世紀型の戦争」とかいう呼び方をしているが、これは何を意味するのであろうか。新しいとは何をさしてのことであろうか。それは一言にしていえば、1648年のウェストファリア体制といわれる国際システムのもとでの多くの戦争が、いわゆる主権国家間で戦われたものであるのに対して、今回の戦争はそうではないことを意味している。戦争といえば、これまでは主として国家と国家の間の武力闘争というのが一般的な見方であった。それ以外のものは、内戦、暴動、テロ、民族間の抗争などといわれ、いわゆる主権国家どうしが組織的に行う暴力行為とは区別されていた。もちろん、近代国際システム誕生以降も、内戦、暴動、テロ、抗争は頻発していたが、しかし、戦争とはあくまでも、主権国家どうしが戦う武力闘争というのが基本であった。これが、1991年12月、ソ連邦の解体による冷戦構造崩壊までの主な戦争の形態であった。

ところが、冷戦後の世界になると、それまで、米ソの圧倒的な軍事力とイデ

オロギーによって押さえつけられていた重圧がとれて、世界各地で、民族紛争、宗教戦争、地域抗争が浮上してきた。それらは、主権国家間の戦争というよりも、主権国家内の内戦であり、相剋であった。争いの形態が、近代主権国家誕生以前の、ヨーロッパ中世のような状態へ逆行してしまった感すらある、といっても過言ではない。しかし、今回の同時多発テロ事件は、こうした非国家主体同士の争いでもなく、むしろ非国家主体が主権国家に挑戦を挑んだのである。しかも、たんなる個人や集団ではなく、巨大な国際テロ組織が主権国家にたちむかっていった。さらに、その目的も、国家機構や軍事組織の破壊だけではなく、世界貿易センタービルという世界経済活動の中枢部の破壊にまで及んだのである。攻撃目標が、政治、軍事、経済にわたり、しかも、人的攻撃目標は軍人に限らず、一般民間人をも巻きぞえにするという形態をとった。もちろん、主権国家間の戦争のルールである、国際法にのっとった宣戦布告などの形式は全く踏まれていない。突然の、不意を衝いた闇打ちである。こうした形の非国家主体による主権国家に対する大規模な破壊攻撃、これを主権国家対主権国家の戦いを対称型戦争と呼ぶのに対して、非対称型戦争という。この形態が、21世紀の新たな戦争の形として浮上してきたのである。こうした問題に、いかに立ち向かうかというのが、人類の新たな課題となったのである。<sup>2)</sup>

非対称型戦争の特徴はどこにあるのであろうか。その第1は、これまでの国際法や国際的な規則、ルールが全く通用しないということである。いうまでもなく、国際法をはじめとする国家間の規則やルールは主権国家間の取り決めである。主権国家と主権国家が、問題の平和的解決のため、これまでに営々として築きあげてきたのが、それらの規則でありルールであった。したがって、国家間に何らかの問題が発生した時、主権国家はそれぞれ国際法規に照し、できうる限りそれに則った形で平和的に問題解決にあたらうと努力する。国連などの国際機関も、そのような国際的なルールにもとづいて、紛争解決に尽力するのである。ところが、テロなどのように、一方の当事者が非国家的行為主体の場合、このような国際法などの適用は難しくなる。一方が国際法規を遵守しようとしても、他方はそれを無視するか、全く守る意思がない。そのために、国際法規は作動する機会をもたないのである。いなむしろ、非対称型戦争の非

国家的行為主体の場合、そのような既存の法体系そのものを打ち破ることが目的である。それによって、自分たちの存在や主張をアピールしようとするのである。そのために、国際法規の遵守などは、端から意に介していないのである。

第2に、主権国家が戦争の当事者であるならば、何らかの形の統制が可能である。かりにも国家であるので、話し合いや交渉の場をもとうとする提案などにも、一応の検討の余地はあるであろう。また、一定の規制、規律、おさえなどもきくことがある。たとえその国家が専制支配的な性格をおびたものであっても、全くの暴走状態になることは回避できるであろう。というのも、国家の支配者ともなれば、それがどのような形や種類の国家であっても、国および国民に対して一定の責任を負っているので、過度に無暴な態度はとれないのである。ところが、テロ集団のような非国家的行動主体の場合、その構成員の数は国家よりもはるかに少ないであろうし、なによりもリーダーの意向が強く働く。集団内での内部統制や歯止め、おさえというものはきかないことが多い。作動しないといっても過言ではないかもしれない。そのような集団とは、話し合いや交渉の場をもとうとしても不可能なことが多いのである。

第3に、民主的なルール、原則が全く通用しないということである。第2の点でのべたことと関連するが、非国家的行為主体との間では、民主的なルールというものが成立しない。<sup>3)</sup> 民主主義という思想や制度に対しても、それら集団は挑戦してくるわけであるから、はじめからそのような方法が成立するはずがない。すなわち、対話、交渉、協議、取り引き、妥協というようなものは存在の余地がないのである。主権国家の側がよびかけても、応じようとする姿勢がないため、話し合いとか、法的ルールに基づいた問題解決の道というようなものは不可能なのである。こうした状況下において、いかに平和的解決をはかるかという問題は至難のわざである。こうした状況をまずはっきりと認識する必要がある。非国家的行為主体による暴力行為を、民主主義のルールと手続きによって、いかに歯止めをかけていくかという問題は、21世紀の人類に課せられた重要な課題である。

## 2. 見直されるリック（低強度紛争）対策

非対称型戦争というのは、じつは、21世紀になって突然出現してきたという全く新しい形態のものではない。すでに1980年代半ばから、アメリカに対するテロ、暴動は激しく、アメリカはこれをリック（Lic.Low-Intensity Conflict 低強度紛争）と名付けて警戒にあたっていた。とくに、大規模なテロに対しては、情報の収集、資金ルートへの遮断、特殊部隊の育成・強化などを試み、それなりの対策を講じてきたのである。<sup>4)</sup>

しかし、リックに対する対策がたてられてきたとはいえ、まだアメリカの安全保障観には強大な国家や「ならずもの国家」といった主権国家との戦いを念頭においた防衛策を優先するという考え方が強かったことは否めない。今回の大規模テロ事件の発生は、こうした国家安全保障観からぬけきれない「ホップスの呪縛」とらわれた結果であるといえることができる。<sup>5)</sup> 今後アメリカは、主権国家によるミサイルや核攻撃から国家を守ったり、前方展開によって安全保障を確たるものにするという、大規模な軍事力による防衛システムの強化をはかるだけではなく、ますます、リックという主権国家ではない行為主体による、あらゆる種類の攻撃から、国家や国民を守る措置を講じていかななくてはならないであろう。

これまで戦争は、主権国家内の民族や集団による紛争である内乱や暴動から、主権国家間の戦争、超大国が対峙した冷戦、そして冷戦後に顕著になってきた民族、宗教、地域間の紛争へとという段階を経て発展してきた。それにあわせて、紛争解決の方法もさまざまとられてきた。ところが、9月11日の同時多発テロという非対称型の戦争の勃発以後、そのような順を追った段階的発想は、全く意味をなさなくなってしまった。もちろん、冷戦のような2つの超大国による支配構造が再び地球に現われるようなことは当分ないであろう。それ以外の内戦、テロ、主権国家間の戦争は、今後、同時的に発生し、存在する可能性が極めて高くなった。紛争を解決する手段が、それだけ複雑かつ高度化し、重層的な性格を帯びてくるようになってきたことは間違いない。

かつて、「米国の抑止戦略は、テロやゲリラから通常戦争や核戦争にいたる

まで、想定できるあらゆる紛争の勃発を抑止し、また抑止に失敗して戦争になったときには勝利を収めるために必要な、即時に投入可能な軍事力を不断に準備しておくというものであった」。<sup>6)</sup> 兵器体系の近代化と軍事技術の絶えざる革新こそが、およそすべての戦争や紛争に対処する要をなしていたといっても過言でなかった。

しかもそこには、アメリカの絶対的な自己確信とそれに基づく単独行動主義の信念が働いていた。アメリカ一国の力で、国際秩序を形成し、維持できるとの覇権国家的世界観が幅をきかせていたのである。

しかし、9月11日の事件は、こうしたアメリカの神話を無残にも打ち砕いてしまった。アメリカは無敵ではなく、アメリカの安全保障能力は完璧ではないということが白日のもとにさらされてしまった。それは、アメリカの単独行動主義の限界であり、主権国家を中心とする強大な軍事力のみを頼る安全保障観の脆弱性の証明であった。

今後世界は、アメリカの例を教訓として、安全保障についての考え方の幅を広げ、リックの起こる原因、ならびにそれに対する対策を総合的に検討していかななくてはならないであろう。主権国家間の戦争の原因は特定しやすいし、その解決方法もこれまでに積みあげてきた実績がある。しかし、非対称型の戦争については、その原因の究明が困難な場合が多いし、解決方法も未知数に富んでいるといわざるをえない。

### 3. 同時多発テロ事件がなげかけたもの

前節でのべたように、2001年9月11日のアメリカでの同時多発テロは、全く予想もされず、何の前兆もなく突然勃発したものであるとはいきれない面があった。

アメリカに対するテロは、1983年、在レバノン（ベイルート）米大使館の爆破に始まり、1993年2月には、世界貿易センタービルが爆破され、1995年4月には、オクラホマシティーで連邦ビルが爆破された。そして1998年8月には、ケニアとタンザニアの米大使館が同時テロの攻撃を受け、2000年10

月には、イエメンのアデン港で米駆逐艦が襲撃されるというように連続して起こっていた。とくに、オサマビンラディンとその秘密組織アルカイダに対しは、ここ数年、何回となく国連での話しあい、協議の場に出頭してくるようによびかけがなされていた。対話による、非暴力的な問題解決の場の提供、申し出はすでに数多くなされていたのである。彼らは、当然その申し出に応じるというようなことはしなかった。そして、今回のような同時多発テロの発生という大事件を起こしていったと推測されるのである。

したがって、何らかの危害がアメリカに加えられるであろうとの予測は以前からあったが、それが今回のような、アメリカの経済、軍事、政治の中核拠点が襲われるというようなことまでは想定していなかった。まさに不意を打たれたのである。この意味で、アメリカの一部関係者たちが、真珠湾攻撃であるといったのは無理ないかもしれないが、しかし、真珠湾攻撃では民間人は襲わず、あくまで軍事施設だけであった。この点は大きな違いである。

しかも皮肉なことに、今回の被害は、首謀者たちですら、おそらく予想しなかったであろう莫大なものにのぼった。これは紛れもなく重大な犯罪であり、戦争といっても決して過言ではない。この犯罪行為を少しでも擁護したり、論点をすりかえた論評を弄するようなことは共犯とみなされてもやむをえない点がある。今回の事態は、将来、起こりうる同種の事件への教訓として深刻に受けとめなくてはならない。と同時に、今回の事件は、次の3点の意味を人類になげかけたといえる。

第1に、前述したように非対称型戦争という概念をより鮮明に浮き彫りにしたことである。とくに、従来のたんなるテロと大きく違っていると思われる点は以下の点である。<sup>7)</sup>

(1) 個人が単独で相手を殺傷したり、自爆したりする小規模なものとは大きく違うこと。すなわち、首謀者が国家の壁をこえ、国際的な組織、つながり、ネットワークをもっていること。領土、領域なき広域国家であるといってもよいであろう。

(2) 豊富な資金と、テロ実行犯の確保という人的資源に恵まれていること。したがって、時には彼らの背後にテロ支援国家が存在することもある。

(3) 高度な化学兵器、生物兵器を所持し、時には、核兵器の所有すら予想されること。主権国家どうしの軍備管理や核管理体制は、当然、こうした国際テロ組織を統制することはできない。

(4) コンピューター、インターネットなどを活用し、主権国家側の軍事、経済などのコンピューターシステムを破壊したり、混乱させたりしてしまうこと。いわゆる「ネット・ウォーズ」である。1999年6月、アメリカ下院の小規模企業委員会の公聴会で、ロスコー・バートレット委員長は、「EMP (Electromagnetic Pulse) 兵器による脅威は、コンピューター 2000年問題の比ではない」<sup>8)</sup>と危機感をつのらせた。EMPとは、破壊的な効果をもつ電磁波であり、それを使った兵器は、落雷の時と同じ威力を発揮するという。サイバー・テロによる情報インフラ網の破壊は、文明社会の崩壊を意味するといっても過言ではない。

このように、非対称型戦争の場合、非国家的行為主体の側は、主権国家ではないとはいえ、最新の文明の機器を利用して、主権国家がもつ武器以上の機能をフル回転させるのである。戦争目的が、領土や資源の確保、富や情報源の獲得というようなこれまでのものとはちがってきて、ただ自分の要求を、事前に何の明示もなく、突然の暴力行為で示すという、相手側を破壊し、その結果を「みせしめ」として宣伝するというだけになっている。戦争に使用している手段としての武器は、文明の利器であるが、掲げられている目標は、極めて原始的なものである。俗な言い方をすれば、「問答無用、言わなくてもわかっているな」という態度である。そこには、話し合いの無視と拒否、民主主義のルールの蹂躪という姿勢しかみられない。ここに非対称型戦争の大きな特徴がある。

第2に、非対称型戦争は、主権国家の安全保障観に何らかの変更を迫るということである。近代国家は、言うまでもなく、国民の生命、財産、安全を擁護するために作られたものである。しかし、その国家が極めて脆弱であり、完全なものではないということが露呈された。国家の安全保障とは、ミサイル本土防衛構想のような大規模な装備で国土を守るのではなく、もっと小火器を充実させたり、それ以前に、非対称型戦争を未然に防ぐ情報収集システムを充実させたり、人的育成をはかったりして、国民を守ることの方が先決ではないか



との観念を国民が懐くようになった。これは、国家の安全保障から人間の安全保障へと、価値観の転換を促すものでもある。

第3に、今回のテロ事件の勃発がなげかけた最大の問題は「前例」を作ってしまったということである。計画はいくらでもたてることはできるが、それを実行し、成功させるとなると困難がともない、多くは挫折してしまうことがある。だが、今回の事件は見本、モデル、前例を示した結果になった。人間には学習能力がある。一度あることが行われると、必ずそれを真似しようという動きが起こってくる。今回のテロ事件は、非対称型戦争の重大なパターンを形成したのである。今後人類は、このような事件がいつ起こっても不思議ではない、という状態に入ることになった。高層ビルやトンネル、橋、運輸・交通機関をはじめ、政府機関、経済・金融センター、そして何よりも原子力発電所などは嚴重な警戒体制をしく必要があるであろう。文明社会、都市型社会は、文明の機器を利用した非対称型戦争には極めて脆弱であるという認識に立ち、危機管理体制の一層の強化が、常時、欠かせないものとなったのである。

もちろん、このような大規模な非対称型戦争はいつも起こるというわけではない。その頻度はむしろ少ないといってもよいであろう。ただ、少ないとはいえ、一度勃発すれば、その被害は予想もできない程のものになるだけに、安全保障上の気をぬくことはできないのである。

#### 4. 非対称型戦争への対応の手順

非対称型戦争に対しては、どのような手順をふんでその対応にあたっていったらよいのであろうか。すでに確認したように、一方の当事者が主権国家ではないために、通常の間際法のルールや規範では対応できない場合が多い。また、突然の奇襲、暴力で攻撃してくるため、いわゆる話し合い、協議、交渉というような平和的解決方法や民主主義の手順をふんだ対応が困難である。この2点をしっかりとおさえて対処していくことが肝要である。多くの論考に目を通すと、こうした前提を認識していなかったり、看過していたり、無視したりしているものが多い。そのためその主張の多くはたんなる理想論や空論で終って

いる場合がある。

また、問題点があまり整理されておらず、すべての問題が同次元で論じられているケースが目立っている。例えば、今回の同時多発テロに対して、「貧困の解決が急務」とか、「アフガン難民を救助せよ」とか、「イスラムをもっと理解する必要がある」とかの論調である。それらは、これから論ずるように間違っていない。その通りなのである。だが、問題があまりにも同次元で雑多に論じられており、そのために、解決の糸口が見えていない。問題のひとつひとつを整理し、そのうえで全体の解決にあたって、何が必要か、ひとつひとつ順を追って論じていかななくてはならないのではなからうか。今回の同時多発テロについては、次の3つのレベルで、順を追って問題解決をはかっていく必要があると思われる。これは、とりも直さず、今後の非対称型戦争の解決にあたって、採りうる手順となる。

第1に、テロを計画、実行した首謀者、組織、そしてかかわった人物や国家の徹底した捜査である。法を犯し、人間を殺傷し、器物を損壊した関係者を追求し、検挙し、しかるべき手続きに基づいて処罰するのは、民主主義の当然のルールである。もし、この部分を曖昧にして、徹底した捜査、追求もしないで、結果的に事件の関係者がぬけぬけとどこかで生活し、やがて事件そのものが風化してしまう、というようなことがあっては断じてならない。

毅然たる態度で、肅肅と問題解決に向かって処理していくことこそ、手続きを重視する民主主義社会がまず第1にやらなければならない措置である。それを、こうした手順で進むことに水を指すような議論をすることは、事態を逆行させるものといわざるをえない。しかも、そのような議論に共通している特徴は、代替案の提示がないということである。ただ客観的な分析の意見の開陳に終り、自分は何ら積極的な解決策を提示しないのである。いわゆる評論的な意見、言葉、レトリックには耳ざわりのよいものが多い。また、一般的に、そうした客観的な意見にはあえて異議を唱えにくい。しかし、考えてみれば、それはある意味では大変無難な議論なのである。だれからも攻撃されないからである。いわば、「安全網の中に身を置いている」のも同然だからである。<sup>9)</sup>

重要なことは、テロの実行犯、首謀者、関係者を捕捉し、しかるべき裁判に

かけ、犯行の意図や目的など真実を問いただすことである。当然、相応の処罰も必要である。こうした措置は、いわゆる警察行動であり、ましてや報復というものとは次元がちがうのは当然である。こうした警察行動を報復行動とみなし、その抑制をよびかけるとしたら、ではその論者は、他のいかなる措置をもって事に処すというのか、その代替案を明示しなければならない。それが無いということは、犯人もしくは容疑者をみすみす放置することになってしまう。法治国家においては、また民主主義を標榜する国際社会においては、犯罪を犯した犯人、もしくは容疑者については、徹底的に追求し、捕え、真相を糺したうえで一定の処罰を下していくというのは当然の処置である。何よりもまず、こうした手だてが講じられていくことが最優先事項であるといえよう。

問題は、その際の手段である。できれば武力を使用せず、あくまで平和裏に事を進めるのが望ましい。最大限そのように努力すべきである。ただ相手がある問題であり、たとえこちら側がそのように思っている、相手がどのような武器を所持し、かつそれをもって歯向ってくるかわからない。暴力をもって抵抗するということは十分にありうる。その場合、こちら側も一定の強制力の行使に踏み切ることは避けられないかもしれない。「テロ攻撃の実行犯組織に対する自衛目的の武力行使はやむを得ない、というのが世界の常識である」（松村昌廣）という意見もある。

坂本義和氏も、「人道的介入」の問題に関連してだが、次のようにのべたことがある。「国際的に合意された強制力の局地的・限定的な行使が、平和や人権の確立の前提条件づくりとして、相対的有効性をもつ場合がある。…今後、さまざまな試行錯誤があろうが、もし国際的に一定の規範やルールの共有が進むならば…軍事行動というよりは警察行動というべき国際行動がふえていく可能性がある」と。<sup>10)</sup>

あくまでも警察行動としての性格に基づいて行動すべきであり、それには、1つは、国際社会の合意に立脚した法・規範・ルールを尊重しながら事に処すこと、もう1つは、実行の手段や方法も、法や規範に合致していなければならない。<sup>11)</sup>

また、この点をもう少し掘り下げると、もし武力行使にふみ切らなければな

らない時には、次の3点が必要となる。<sup>12)</sup> 第1に、相手側からの武力による反撃が予想されるという予測の根拠を示すことである。直接の根拠でもよいし、もしくは、敵対行為の積み重ね、すなわち累積的效果でもよい。相手側からの十分な暴力的抵抗があることを明示しなければならない。第2に、相手側から受けた被害とほぼ同程度の被害にとどめる武力行使でなければならない。比例の原則である。もちろん、相手側からの攻撃によって生じた被害の程度は、簡単には、またすぐには割り出せないであろう。当然、概算にならざるをえない。要は、過剰攻撃、無差別反撃をしてはならないということである。軍事施設への攻撃に限定して、他の施設、とくに民間のそれへの被害は最少限に止めるべきである。第3に、攻撃の目標をテロ組織の破壊に限定することである。とくに、非戦闘員や民間人を巻き添えにするような攻撃は極力ひかえなくてはならない。もちろん、テロ組織によっては、民間人を装い一般市民に紛れ込んで、テロ行為に及ぶことが多いので、この点について実際に武力行使に踏み切るとは大変な困難をとまなうであろう。しかし、テロ組織を破壊するためには、民間の協力は欠かせない。いな、民間人を敵に回してしまったならば、警察行動といえども、その効果は半減してしまうであろう。

ともあれ、武力行使については、あくまで慎重でなければならない。だが、そうかといって、武力の行使を完全に封じてしまうことは、非対称型戦争の場合、難しい状況にあるといわざるをえない。ここにひとつのジレンマがある。ただここで確認すると、非対称型戦争における一方の当事者であるテロ組織などは、話し合いを拒否し、暴力を伴う示威運動によって、自己目的を達成しようとする意図を有しているのであるから、それに対応するには、残念ながら、時として一定の力の行使は避けられないかもしれないのである。

民主主義は寛容の精神に立脚しているが、それは決して弱腰の、消極的民主主義ではない。積極的な、戦う民主主義といってよいであろう。それは、あくまでも法に則った人権の擁護であり、法、ルール、規範を無視して、人権を傷つけた場合は、断固として、法、ルール、規範に基づいて処罰するという戦う態度に基づいている。大事なことは、無法行為や暴力行為をしたものは、その報いを必ず受け、そのような行為は決して割に合わないということをはっきり

と自覚させていくことである。とくに、テロによる目的達成という意図は、結果的に大変高くつき、行っては損であるということをテロ関係者に徹底して理解させる必要がある。テロ行為は必ず捕まり、厳しく罰せられるという風潮を国際社会に確立していくことが肝要であり、これこそがテロ行為に対する最大の抑止力となるのである。<sup>13)</sup>

非対称型戦争の解決に向けての手段の第2段階目が、貧困の解決とか格差の解消、またアラブとイスラエルの対立の除去とかいう、やや本質的な問題への対処である。

こうした問題は、今日地球的規模で解決を迫られている重大な問題であるが、もとよりその解決は困難であり、早急に行えるものではない。今日では、むしろグローバル化の進展があり、貧富格差は益々広がっている。また、普遍主義に対する民族や国家による個別的なアイデンティティの主張の問題も顕在化している。こうした構造的な問題の解決は一筋縄ではいかない点がある。したがって、前述の第1段階の措置を全くとらず、「テロは貧困の問題がなくなる限り解決しない」とかいう本質論と称する議論を展開するだけでは全く問題の解決にはならない。もちろん、本質論を論ずることは重要なことではある。それは議論のひとつの基軸になる。それにもとづいて、忍耐強く、問題の解決にあたっていくことは肝要である。非対称型戦争の多くは、こうした本質的な問題が、戦争の原因になっていることはいうまでもない。ただ大事なことは、第1段階の措置をとったうえで、この本質的な問題にしっかりと目を見すえるということである。

テロ行為の原因も、その多くは、貧困、格差、差別、抑圧などを生み出している国際体系にあることはいうまでもない。そのような国際体系のあり方を転換させ、平等原理にもとづいた新たな国際システムの確立をはかっていくことは当然必要なことである。ただその際重要なことは、構造とか、体系（システム）というとき、われわれは、それを非人間的な、物理的、物質的な仕組みとみなし、客観的な分析に終始してしまう嫌いがあるが、そのような態度では許されない。すなわち、差別や抑圧の体系を生んでいる今日の文明の構造に対して、われわれもそれを担っている当事者であるとの意識をもつことが肝要である。

いかに構造が強固に見えようとも、また、その中に我々が埋没しているように感じられようとも、人間としての心の痛みをつねに忘れないことが大事である。坂本義和氏はこの点について次のように指摘する。

「テロに反対して、多くの人が多く言葉を使ってきた。しかし、そこには、テロを分析や評論や政策の対象として、また自衛隊派遣の対象として、あるいは許せない悪として、自分自身の外にある問題にとらえる姿勢はあっても、これを自分の内にあり、自分たちの生き方としての『文明』の問題だと受けとめる、苦渋にみちた自問の声は、私の知る限り、マス・メディアでは聞かれなかった。『テロの根には貧困がある』という発言は無数にあるが、『それは長期的な課題』とされ、将来ではなく、今の自分たちの生き方としての『文明』の在りようを自問する、痛みのこもった言葉は、私の目にはとまらなかった。これは、どういうことだろうか」<sup>14)</sup>

本質的問題の解消は時間がかかるとのべた。しかし、こうした心の痛みにもとづいて、文明の矛盾に挑戦していけば、その課題は、漸進的かもしれないが、目に見える形で解決できるかもしれない。冷戦構造の崩壊を予想した人はだれもいなかった。しかし、レーガン、ブッシュ両アメリカ大統領と、ゴルバチョフ・ソ連大統領のまさに人間的決断によって、それはあっけない幕切れを迎えた。今日の文明の抑圧構造も、人間の意思の力によって、その解決は、決して不可能ではないかもしれないのである。

そして、第3段階での措置が、非対称型戦争を解決したり、回避したりする手段としての非暴力や対話の価値の浸透や確立である。これも先に指摘したが、テロ集団は、非暴力や話し合いを認めない。むしろそれに挑戦する行動をとることによって、世界の注目を集め、それを自分たちの政治目標の達成と考えるのである。したがって、こういう状況下において、非暴力や対話の価値を浸透させていくことは至難の技である。しかし、それは21世紀において、紛争解決の手段として、断固確立していかななくてはならない措置である。そのために、教育、宣伝、啓蒙などあらゆる方法を動員して、この地球上のすべての人々に、そのような非暴力による紛争解決の方法を訴えていく必要がある。これこそ、膨大な時間を要する長期的な作業である。しかも、それらの価値は、

すべての人が同時に承認し、受け入れなければ意味をなさないという難しさがある。国連や地域的な国際機関などをはじめとして、あらゆる場を通して、啓蒙していく以外にないといえよう。

このように、今回の同時多発テロ事件に対して採るべき解決策を3段階のレベルに分けて考察したが、この3つを、最初の段階から1段階ずつできるだけ順序を踏んで解決に臨んでいくことが肝要である。この順番を無視して、いきなり第3段階の方法を訴えたり、あるいは、第2段階めの本質的な問題の解決にあたらなくてはならないとか論じてあまり意味がない。それこそ問題の根本的解決を等閑に付してしまうことになるであろう。

まず第1段階の解決にしっかりと取り組み、次に第2段階の問題に取りかかる、という順番を踏むことが肝要である。もちろん、各段階の措置が、多少前の段階の措置と重なることは止むをえない。同時並行して進んでいくことは当然ありうる。大事なことは、この段階の順番を無視して、いきなり第2段階や第3段階の措置を講じようと訴えても、それは問題の根本的解決にはならないということである。

今後、非対称型戦争があるいは起こりうることが予想されるが、その場合、ここに記したように、3段階の措置を第1段階から順を追って講じていくことが肝要である。あくまでも現実をしっかりと認識し、そのうえにたって理想を追求していくという態度が、最も現実的な問題解決の方法であることを忘れてはならないからである。

## 5. 非対称型戦争への対応の方途

非対称型戦争を平和的に解決しようとする際、その障壁となるものは、すでに指摘したように、一方の当事者が主権国家ではないために、その主体の行動について抑制がきかないこと、また、国際法や国際社会の取り極めが十全に適用できないことである。したがって、極論すれば、かつてのようなジャングルの法則、弱肉強食の論理で押さえ込むしか解決方法がないということになってしまう。それをいかに回避するかということが、21世紀の国際社会に課せら

れた大きな課題なのである。そのための方途として、以下の点を例示しておきたい。

第1に、予防措置の重要性である。戦争発生以前に、戦争の根を摘むための措置を講じていくことである。<sup>15)</sup> そのためには、情報収集とその結果の共有が欠かせない。多様な手段を用いて情報を収集し、かつ、それを多くの主体が交換しあって共有する。それによって、戦争の発生を未然に防いでいくのである。

第2に、その場合、NGOの役割が大きなものとなろう。政府ではなく、民間という立場から少しでも多くの集団や主体と接触し、情報を収集し、時には、NGOの立場で戦争防止の方向へと手を打っていく。非対称型戦争においては、国家とNGOの協力関係が不可決のものとなっていくであろう。

第3に、国際協調主義である。国際的なテロ集団や暴力組織に対抗していくためには、国際的な強調が欠かせない。国際協調主義の包囲網によって、テロ集団などの孤立化をはかっていくのである。そのために、戦争が発生してから国際的な協同步調をとることも大切であるが、できればそれ以前に、テロなどに対応するための国際レジームを事前に強化しておくことが必要不可欠である。

この意味で、2001年12月13日、アメリカは、テロなどにアメリカとして個別に対応するため、ミサイルによる米本土防衛を強化する関係上、ABM(弾道弾迎撃ミサイル)制限条約から一方的に脱退すると発表した。これは全く時代逆行の発想であるといわざるをえない。テロ集団から国土を守るというのであれば、逆に国際協調を強化し、一国でも多くの国家の協力をえて、国際的な包囲網をはっておく方が効果的である。アメリカの単独行動主義こそ、かえってテロ集団の攻撃を誘発しやすくするといえよう。

第4に、国連活動の強化である。非対称型戦争は、戦争の一方の当事者が主権国家ではないために、国連の能力には一定の限界があるかもしれない。しかし、国連は国際社会の平和と安全を維持するために存在する、貴重な普遍的組織である。国連を通してあらゆる国家が協力関係を強化し、テロ集団などに対抗していくことが肝要である。また、戦争の平和的解決にあたって、非対



称型戦争の場合、しかるべき国際法規は完全ではない。そのために、できうる限り国連憲章などを参考にするなどして、それを準用しながら紛争解決に対処していくことが望ましい。非対称型戦争に適用される国際法規の整備、確立が急がれるところである。

第5に、地域的な国際機構の充実である。21世紀において、地域機構の果たす役割は益々重要になっていくであろう。というのは、それは地域の実情に即した、キメの細かい対応が可能だからである。地域のもつ、潜在能力を引き出すにも適しているであろう。地域内の情報交換も、もちろん密接なものになる。テロ集団の活動なども、監視しやすくなるであろうし、資金や武器の流れもおさえやすい。地域的な国際機構の充実は、安全保障共同体としての力を強めていく効果的な場となる。非対称型戦争の防止とその平和的解決のために、地域的な国際機構の強化、充実は不可欠のものである。

第6に、仮称「地球警察軍」(global constabulary force)の創設である。<sup>16)</sup>国内社会での犯罪に対しては、国内警察が捜査にあたり、犯人を捕捉し、裁判にかける。それと同様に、国際社会においても、テロによる殺戮や、人権蹂躪などの重大犯罪に対しては、それを取り締まる地球警察軍を国際社会の総意として創設し、国際社会の治安の維持にあたるのが望ましい。既設の正規軍を出動させると、それは国家防衛を主たる目的にしているため、どうしても軍事的行動に走りやすい。また、たんなる警察では、国内治安のための機能しか果たせず、凶暴なテロ集団には立ち向かえない。そこで地球警察軍を設け、地球社会全体の治安の維持にあたる必要がある。それは当然、紛争鎮圧機能と平和維持機能をあわせもつので、それなりの装備はしなければならない。しかし、基本は、あくまでも紛争の平和的解決であり、物理的暴力の行使は極力禁止すべきである。要は、各国が協力して、このような国際的な警察力をもって、テロなどを未然に防ごうとすることである。また、不幸にして発生してしまった場合のことを考えて、すみやか、かつ平和裏に解決できるように、思切った制度的措置を講じておくことが、必須の条件である。

第7に、国際的なテロ集団に、武器や軍事技術、およびその専門家、さらに資金などが流出しないように国際的な監視体制を強化することである。国連

のような既存の国際組織がこの役割を担ってもよいであろう。とくに、資金源を断つことは絶対に不可欠であり、そのための国家間の協力体制を強化する必要がある。1999年に国連総会で、「テロリズムのための資金供与の防止に関する条約」が採択されたが、日本はまだ批准していない。このような取り極めの強化をはかることが肝要である。

第8に、一般市民に対する教育である。<sup>17)</sup> いかなる理由でもテロは絶対悪である。暴力の行使は民主主義社会の破壊である。問題の解決は、忍耐強く話し合いで、対話で行っていかなくてはならないというルールを、国際社会全体に周知徹底していくことである。国際世論のいやましての、問題の平和的解決へ向けての意識を醸成することが、今後益々要請されてくるであろう。

## 6. 非対称型戦争に対する対応の不備

現今の国際社会では、非対称型戦争に対する対応において、多くの面で不備が目立っている。たとえば、同時多発テロ事件が起こった時、アメリカは、これは「新しい戦争」であり、それに対して武力で反撃するのは、「国連憲章に基づく自衛権の行使である」と繰り返した。

国連憲章が武力行使を止むをえないと認めているのは、(1)安全保障理事会が必要と認めた時 (2)武力攻撃にあって、安保理が措置をとるまでの間、自衛権を行使するという時、である。<sup>18)</sup> アメリカはとくに、(2)の方を根拠として、自衛権の発動をした。しかし、この自衛権も、自衛のためとはいいながら、闇雲に武力を行使してよいというのではなく、次の3つの条件が必要である。(1)差し迫った必要性がある時 (2)ほかに手段がない時 (3)過度の武力行使ではないこと、以上の3点である。<sup>19)</sup>

ただし、アメリカは、自衛権の行使という考え方の中に、予想される攻撃に対する「先制自衛」攻撃も自衛権の行使にあたるという立場をとっている。今回のアメリカでの同時多発テロ事件は、こうした武力行使を容認する条件を満たしているようにも見えるが、しかし、テロ集団をかくまっているという理由だけを根拠に、果して自衛権の枠におさまっているかどうか、若干の疑問は残

るところである。

だが、これはアメリカの責任というよりも、非対称型戦争という新しい戦争においては、既存の国際法や国際ルールではカバーできない面がある、というところにも問題があるのではなからうか。武力行使の合法性や正当性について、非対称型戦争の場合、国際社会の総意や合意がまだできあがっていないというのが実情である。

これと同じく、戦争犯罪人を裁く国際法廷も不備である。国際司法裁判所(ICJ)は、いうまでもなく主権国家間の問題を取り扱う裁判所であり、第2次世界大戦後のニュールンベルク、東京の両軍事法廷以降、初の戦犯国際法廷である旧ユーゴスラビア戦争犯罪国際法廷(オランダ・ハーグ)は、2001年5月、設立から8周年を迎えたが、あくまでも臨時のものであって常設ではない。

そこで、国連総会は1989年、国連国際法委員会に対して、国際刑事裁判所(ICC=International Criminal Court) 規程の草案を容易するように要請し、同委員会は1994年、ICC規程最終案を提示した。この案は、1998年6月から7月にかけて開かれたローマ会議で圧倒的多数の賛成をもって採択された(ICC設立条約)。しかし、この条約が発効するには、60カ国の批准が必要だが、まだそこまで達していない。反対する国家は、自国の国内法制との調整ができていなかったり、国家主権と抵触する部分があると主張しているのである。

国際刑事裁判所は、今後、非対称型戦争の発生を抑止したり、また、その戦争中における重大犯罪を裁くうえで、重要な役割を果たすことになるだろう。ただ、国際刑事裁判所が処罰できるのは、「戦争犯罪」、「大量虐殺罪(ジェノサイド)」、「人道に対する罪」、「侵略の罪」の4犯罪に限定されている。<sup>20)</sup> そこには、テロに対する犯罪は含まれていない。テロについては、すでに存在している「テロ防止関連条約」に従って、加盟国の国内裁判所で処罰すればよいという考えに立っているのである。

しかし、非対称型戦争における大規模なテロは、ひとつの戦争といっても過言ではない。現にアメリカは、1998年8月のタンザニアとケニアで起きたアメリカ大使館連続爆破事件の被疑者として、今回の同時多発テロにも関与した

とされるオサマ・ビンラディン氏を早くからアメリカの法廷に訴追していたのである。しかし、今日まで被疑者の引き渡しはなされておらず、結果的に大惨事が引き起こされてしまった。「テロ防止関連条約」という枠組みだけでは明らかに不十分であり、より包括的なテロ処罰のための、いな、非対称型戦争における犯罪を処罰するための制度が必要であり、それを国際刑事裁判所に求めても不自然ではないであろう。事実、欧州の司法関係者の間では、今回のようなテロ事件は、「人道に対する罪」として裁くことが可能であり、国際刑事裁判所を早く設置すべきである、との声が高まっている。

もし国際刑事裁判所がなければ、アメリカが要求している首謀者らを、特別軍事法廷で裁くということになり、それは報復色を強く出しかねない。公正な審理、公開性、人権の擁護などが十分になされるのであろうか。非対称型戦争における人道法の整備や国際法廷の創設は、急務である。

## 7. 人間の安全保障

アメリカでの同時多発テロ発生後、アメリカのリチャード・マイヤーズ統合参謀本部議長は、「なぜテロ集団からアメリカの軍事と経済の要衝を守れなかったのか」と詰問され、次のように弁明した。「わが国は外からの脅威には強いが、内からの脅威にはそれほど強くない」と。<sup>21)</sup>

これが冷戦後、唯一の超大国となったアメリカの本音である。むかう敵なしと思われた覇権国家アメリカの思いもかけない脆弱性の吐露であった。しかしこれは案外真実なのかもしれない。主権国家は、主権国家との戦争を想定して軍備、防衛力、攻撃能力の増強につとめてきたが、主権国家ではない非対称型の主体との戦いには、案外もろい面をもっているのである。とくに、冷戦を経験してきたアメリカには、外からの核攻撃という脅威にたち向うことがすべてで、民間人を装った人が、民間機で国内で自爆テロを行うということは想定していなかった。

コリン・パウエル・アメリカ国務長官は、同時多発テロによって、「冷戦も冷戦後も終わった」と喝破したが、たしかにこれまでの戦争の形態は終わり、戦

争の新しい局面が開かれたことは間違いない。もちろん、これまでとすべてが変わってしまったわけではなく、これまでの戦争の形態に加えて、その上に戦争の新たな局面が開かれることになった、といった方が正確である。

その際、最大の問題は、国家安全保障の限界ということであろう。これまで、国家を守ることがすべてであった。国家を通して人間が守られ、国民の生命、財産、自由が保障されると約束されてきた。だが、それはもはや神話と化してしまった。国家を守っても、人間が守られるとは限らなくなったのである。

その意味で、これからの非対称型戦争の勃発を防止するためには、価値観の根本的な転換が必要となろう。それは、国家ではなく、人間を守る。人間の安全を保障することが最大の価値である、とする考えである。さらにいうならば、武力紛争を抑止するために軍事力をどう使うか、という考えではなく、武力紛争の根源を絶つにはどうすればよいかという発想である。この意味で1994年、「国連開発計画」(UNDP)が『人間開発報告書』の中で「人間の安全保障」という開発のための新たなパラダイムを提唱したことは、画期的なものであったとあってよいであろう。<sup>22)</sup>

すなわち、それは、国家安全保障という国家を単位とする考えでは、国家の安全が保障されても、その国家の中の国民一人一人の安全は確かなものにはならない。内戦、犯罪、飢餓、地雷、環境破壊などによって生存がおびやかされている。また、怪我や病気、失業や貧困、差別や抑圧など身体的、経済的、社会・政治的な問題で苦悩に追いやられている。こう考えると、たんに国家のレベルの安全だけではなく、人間のレベルで、真に先のような苦悩から解放され、安全が達成されていなければ、本当の意味での安全保障とはいえないのではなかろうか。安全保障の対象を、国家の安全ではなく人間一人一人の安全にかえていく。これが人間の安全保障の基軸概念である。

とくに今日では、麻薬、エイズ、テロ、環境破壊、核拡散、経済危機など、国家や国境をこえて個々の人間に脅威が直接襲いかかっている。このような脅威に対しては、国際社会が協力して予防に努め、安全保障を確かなものにしていかなくてはならない。国家だけのレベルで、安全保障を考えていた時代は終焉し、これからは国際社会のレベルで、協力して人間を守るという発想に

立つ必要がある。非対称型戦争に対処するためには、この人間の安全保障という価値観の浸透とを実現する普遍的な制度の確立が不可欠である。

国連は、人間の安全保障を早期予防的に実現するために、1999年3月、「人間の安全保障基金」を日本の支援のもとで設立し、2001年1月には、緒方貞子前国連難民高等弁務官とアマルティア・セン・ケンブリッジ大学教授を共同議長とする「人間の安全保障委員会」を発足させた。これらの活動の評価は、まだ未知数であるが、しかし、この理念を浸透させ、それに立脚した施策を講じていくことが、非対称型戦争を予防するひとつの重要な措置になっていくものと期待してよいであろう。

紛争の要因に、貧困や貧富の差があることははっきりしている。それに対して、たんに経済支援をするだけでは根本的な解決にならないことも明確である。教育の拡充、政治の民主化、犯罪組織の壊滅といった「社会開発」や「人間開発」が必須である。そのような開発計画をとまなう「人間の安全保障」は、非対称型戦争の根本的要因を除去するのに貢献することになる。

## 8. むすびにかえて

非対称型戦争にたちむかう態度として大事なことは、当事者意識に立つということである。アメリカの同時多発テロ事件は、事件の規模と悲惨さもさることながら、それがメディアによって、世界中の人々の目に、リアルタイムで配信されることになったという点に大きな特色がある。想像もつかない暴力行為によって、人命と文明が破壊される。この惨状を目のあたりにして、多くの人々は怒りにふるえたことと思う。法と正義に立脚した民主主義的な文明社会を、非人間的な暴力行為によって一瞬のうちに破壊してしまう。このような非人道的なやり方は断じて許されるものでない。とくに、何も知らずに生命を奪われた本人およびその家族、関係者の悲しみは測り知れない。しかも大半は戦争とは何の関係もない民間人である。こうした被害者の側に立った当事者意識をもつことが何よりも肝要である。この意識に立たず、問題を客観視し、いくら良識ぶった分析をしたとしても、それは、たんなる空論でしかない。あくまでも

当事者意識に立脚して、首謀者およびその国際的なテロ集団をいかに捕捉するか、そして、しかるべき手続きで処罰していくかということに思いをめぐらせていくことが先決である。と同時に、文明社会に生活している我々もまた、犯罪者を生み出している社会経済システムを作動させている一員であるという当事者意識、すなわち、自覚を忘れてはならない。非対称型戦争たる直接的暴力は、構造的暴力という温床の中から生じてくる場合が多い。その構造的暴力も、無意識のうちに人間が生み出しているといっても過言ではない。ゆえに大事なことは、文明社会に生きる我々が、当事者意識をもって、構造的暴力の除去に少しでも努力することである。それが、直接的暴力の発生を未然に防ぐ、大きな要因になっていくことは間違いないからである。

ともあれ、こうした当事者意識の視点にたって世界を俯瞰するならば、国際関係をとらえる視点も何らかの転換をはかり、かつ、広く新しい見方をしていく必要がある。そのひとつとして、例えば、「ポスト冷戦の世界システムを考える上で重要なのは、イスラム復興現象やイスラム主義を手がかりに、国際社会を欧米中心の秩序観だけでなく、イスラーム・ネットワークの観点からも理解することである」<sup>23)</sup> との指摘は重要である。西欧中心の近代文明史観の転換をはかることも、非対称型戦争の平和的解決に向けての、現今のひとつのパラダイムシフトである。

## 〔注〕

- 1 Joshua S. Goldstein, *International Relations*, Longman, 1999, p.230.
- 2 非対称型戦争といってもその形はまだ新しく厳密な定義はできないかもしれない。低強度紛争が拡大、発展したものにとらえることもできるが、規模や国際的広がりから云ってもその比ではないであろう。なお、紛争の主体者が国家とは限らない最近の紛争の分類としては、ガルトウングが以下のように5つに分けている。「世界貿易紛争、NATOや安保拡大による軍事紛争、民族紛争、キリスト教とイスラムの対立、欧州地域内紛争（欧州三者とドイツとの紛争）」。Johan Galtung, "Leaving the Twentieth Century, Entering the Twenty-first: Some Basic Conflict Formations," in Johan Galtung and Carl G. Jacobsen ed., *Searching for Peace* (Pluto Press, 2000), pp.51-52. また、近年の平和問題を扱った著書の中でも国際的テロ集団による非対称型戦争の問題は論じられていない。Edited by David P. Barash, *Approaches to Peace A Reader in PEACE Studies*, Oxford University Press, 2000.
- 3 江畑謙介「変質したテロリズム—民主主義への重大な脅威—」『21世紀型の戦争テロリストの恐怖。日本は大丈夫か?』（角川書店 2001年）
- 4 加藤朗『現代戦争論 ポストモダンの紛争 LIC』（中公新書 1993年）参照。
- 5 加藤朗「『ホップズの呪縛』に躓いた米国—国家安全保障はもはや万能ではない」『中央公論』（2001年11月号）
- 6 高柳先男「戦争と平和」阿部・高橋（和）『国際関係論』（日本放送出版協会 1997年）159頁。
- 7 テロの問題については、首藤信彦『現代のテロリズム』（岩波ブックレット No. 565）、佐藤龍己『テロリズムとは何か』（文春新書 平成12年）など参照。Paul R. VIOTTL, MARK V. KAUPPI, *International Relations and world Politics, security, Economy, Identity*, Prentice-Hall, Inc., 1997, pp.162-173.
- 8 浜田和幸『ネット・ウォーズ 世界情報戦争の読み方』（PHP新書 2000年）130頁。
- 9 山崎正和「テロリズムは犯罪でしかない」『中央公論』（2001年11月号）
- 10 坂本義和『相対化の時代』（岩波新書, 1997年）74-75頁。
- 11 坂本義和「テロと『文明』の政治学 人間としてどう応えるか」『世界』（2002年1月号）58頁。
- 12 松村昌廣「米攻撃守るべき三原則」『読売新聞』2001年10月9日。
- 13 北岡伸一「『特措法』は国際協調行動」『読売新聞』2001年11月4日。
- 14 坂本, 前掲書, 60頁。
- 15 非対称型戦争の場合、外交という概念が成立するかどうかはわからないが、それでも予防という考え方は重要である。クマール・ルベシンゲ（辰巳雅世子訳）『予防外交「紛争の時代」の新たなる指針』（ダイヤモンド社 1998年）、堂之脇光朗編『予防外交入門』（フォレスト出版株式会社 1999年）参照。
- 16 加藤, 前掲書, 219頁。加藤朗「国際テロに対応する『地球警察軍』が必要だ」『論座』（2001年12月号）。



- 17 Benjamin Netanyahu, *Fighting Terrorism*, Farrar, Straus and Giroux, 2001, p.146.
- 18 松井・佐分・松田他『国際法』(有斐閣, 1988年) 208-216頁。
- 19 松井他, 前掲, 214頁。
- 20 さらに, 国際刑事裁判所は, 設立されたとしても, 「この裁判所の管轄権はそれを受諾した国に対してのみ及ぶのであって, 締約国のすべてに当然及ぶわけではない」(小田・石本・寺沢編『新版現代国際法』有斐閣 1987年 196頁) という課題はある。
- 21 『ニューズウィーク日本版』2002年1月2/9日号 62頁。
- 22 UNDP (国連開発計画) 『人間開発報告書』(国際協力出版, 1994年)。
- 23 山内昌之『帝国の終末論—文明と衝突のパラダイム』(新潮社, 1996年) 106頁。